

## 理事・監事および代議員選挙規程

(昭和50年2月28日理事会議決)  
(昭和55年4月25日理事会一部改訂)  
(平成12年10月25日理事会一部改訂)  
(平成16年11月4日理事会一部改訂)  
(平成17年1月28日理事会一部改訂)  
(平成19年1月19日理事会一部改訂)  
(平成22年6月24日理事会一部改訂)  
(平成23年4月28日理事会一部改訂)

### 総則

第1条 社団法人日本生体医工学会(以下本会という)定款第15条および第21条に定める理事・監事並びに代議員の選挙については、定款に定めるもののほか、この規程による。

2 本規程において正会員は会員登録情報に基づいて、M(医学・生物学)系/E(理学・工学)系、所属支部(北海道、東北、関東、甲信越、東海、北陸、関西、中国・四国、九州)および企業/非企業所属の3種類の属性を持つものとする。

### 選挙管理委員会

第2条 理事および監事ならびに代議員を選出するため、本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

1) 非改選の理事 1名

2) 正会員 3名以上10名以内

3 選挙管理委員会の委員長は本条第2項第1号の委員をもって充てる。

4 本条第2項第2号の委員は選挙管理委員長が選任する。

5 委員長は選挙管理業務を統括する。

第3条 選挙管理委員会は、次の各号に規定する職務を行う。

1) 代議員選挙に関する業務を行い、選挙結果を確定し、理事会および総会に報告する。

2) 理事および監事選挙に関する業務を行い、選挙結果を確定し、理事会および総会に報告する。

### 理事および監事の選挙

第4条 理事は毎年半数を改選する。

2 選出理事定員数9名の構成は、M系理事3名、E系理事3名および、M系とE系を区別しない手続により選出される理事3名とする。

第5条 理事選挙の有権者は全代議員とする。

2 被選挙権者は、全代議員から非改選理事および就任期間が連続2期を越える改選理事を除いたものとする。

第6条 代議員は前条の被選挙権者名簿の中から次の手続きによって無記名投票する。

1) M系被選挙権者4名以下の連記

2) E系被選挙権者4名以下の連記

第7条 選挙管理委員会は、理事の被選挙権者をM系とE系に分け、それぞれ得票数の順に配列し、上位から3名を当選とする。

2 前項の当選者を除き、M系とE系を区別せずに得票順に再配列し、上位3名を当選とする。

3 前項と前々項において最下位に同点者がある場合は、入会承認順(再入会の場合は、再入会時)に当選とする。ただし、入会承認日が同一の場合は年長順に決定する。

第8条 監事は毎年半数を改選する。

2 改選される監事がM系の場合はM系より、E系の場合はE系より選出する。

第9条 監事選挙の有権者は全代議員とする。

2 被選挙権者は、改選される監事がM系の場合は全M系代議員から就任期間が連続2期を越える改選監事を除いたものとし、改選される監事がE系の場合は全E系代議員から就任期間が連続2期を越える改選監事を除いたものとする。

第10条 代議員は前条の被選挙権者名簿の中から1名を無記名投票する。

第11条 選挙管理委員会は、監事の被選挙権者を得票数の順に配列し、上位の1名を当選とする。

2 前項において同点者がある場合は、入会承認順(再入会の場合は、再入会時)に当選とする。ただし、入会承認日が同一の場合は年長順に決定する。

第12条 理事と監事の両方に当選した者については、選挙管理委員会が本人の希望を聴取し、どちらか一方の当選者名簿に記載し、欠員の生じた場合は次点者をもって充てる。

第13条 選挙管理委員会は投票結果に基づいて理事および監事の当選者名簿および次点者名簿を作成して理事会および総会に報告する。

第14条 理事および監事の選挙は、毎年1月ないし2月に実施する。

### 代議員の選挙

第15条 代議員選挙は隔年に実施する。

第16条 代議員選挙の方式は正会員から10名以下の連記による無記名投票とする。ただし、M系ないしE系の一方から6名を超えて記載することはできない。

第17条 選挙管理委員会は、M系/E系、所属支部、および企業/非企業の3種類の属性にもとづいて、以下の手

続きによって代議員の当選者を決定する。

2 (M系/E系)選挙管理委員会は、M系とE系に分けた得票数順の名簿を作成し、それぞれ上位から代議員定数下限の1/3の人数を当選とする。

3 (所属支部)選挙管理委員会は、代議員定数下限の2/3の人数を所属支部ごとの当該年度会員数で案分(端数は切り上げ)した支部ごとの最低代議員数を算出し、本条第2項の当選者をそれぞれの所属支部に配分した後、それぞれの支部について、本条第2項の当選者を除いてM系とE系を区別せずに所属支部ごとに得票順に再配列した名簿の上位から最低代議員数に不足する人数を当選とする。

4 (企業/非企業)選挙管理委員会は、代議員定数下限の5%(端数は切り上げ)の企業関係者最低代議員数を算出し、本条第2項と3項の当選者を企業/非企業に配分した後、企業所属の正会員について、本条第2項と3項の当選者を除いてM系とE系を区別せずに得票順に再配列した名簿の上位から企業関係者最低代議員数に不足する人数を当選とする。

5 選挙管理委員会は、本条第2項と3項および4項の当選者を除き、M系とE系を区別せずに得票順に再配列した名簿の上位から代議員定数上限までの人数を当選とする。

6 本条第2項から5項において最下位に同点者がある場合は、入会承認順(再入会の場合は、再入会時)に当選とする。ただし、入会承認日が同一の場合は年長順に決定する。

第18条 前条により選任された代議員に代議員定数下限を満たさない欠員が生じた場合は、前条第5項の次点者を繰り上げるものとする。

第19条 選挙管理委員会は投票結果に基づいて代議員の当選者名簿および次点者名簿を作成して理事会および総会に報告する。

第20条 代議員の選挙は当該年の11月ないし12月に実施する。

附則 第8条、および第9条の規程に関わらず、平成23年度の監事選挙においてはE系代議員より、監事を選出するものとする。